

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の住居手当に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第13号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、職員の住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 条例第14条第1項の規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（条例第12条に規定する扶養親族で、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第12号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ）が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅及び配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに広域連合長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(届出)

第3条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、広域連合長が定めるところにより速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定基準)

第5条 第3条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、広域連合長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15

日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第7条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第14条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか、及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第6号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。